

令和4年12月22日

関係所属長 殿

生活安全部長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について(通達)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、警察本部長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底について」（令和4年12月22日付け、人少279号）により指示されているところであるが、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項については下記のとおりであるので、周知徹底を図りたい。

記

1 意思決定支援手続の実施

(1) 趣旨

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案では、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害申告をためらう者も見受けられるところ、事案の特徴、警察として執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明し、理解を求めた上で、被害者の意思決定を支援することが必要である。

(2) 実施方法

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案について警察署等において相談がされた際に、別添1から3を示して、次のア～ウの内容を説明するとともに、被害者等に署名等を求めること。

その際、被害者等が事案の危険性・切迫性を正しく認識しているとは限らないため、この種の事案の危険性等を十分に説明し、刑事手続を執ることを強く促すこと。

ア 「警察に來られたあなたへ」（別添1）

被害者等に対して、この種事案の特徴、被害者自身の選択、協力の必要性等を説明する際に活用すること。

イ 「ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ」（別添2）

被害者等に対して、警察の執り得る措置等を説明する際に活用すること。

ウ 「ストーカー・DV等への対応について」（別添3）

ア、イによる説明後、被害者に自書での署名等を求めること（押印・指印を求めることは必要ない。）。

○ 保存方法

事案ごとの管理票に添付して保存すること。

○ 保存期間

各事案の関係書類を編冊する管理簿の保存期間に従い、5年保存とすること。

(3) 留意事項

ア 別添1及び2の書面は必ず交付すること。

イ 別添1及び2の書面記載の内容について、説明を尽くした上で別添3について記載を求めること。

ウ 警察署等での相談受理に限定することなく、110番通報等による現場臨場時においても、当該支援手続の確実な実施に努めること。

なお、こうした説明にもかかわらず、署名等について協力が得られなかった場合は、その経緯について各事案の連絡・対応記録票に入力して記録化すること。

エ 別添3の書面のうち、特に刑事手続を執ることについての意思決定支援を確実に行うこと。

2 警察署における対応上の留意事項

(1) 事案関係の詳細かつ正確な把握

被害者等が相談に訪れた際、加害者との関係や被害の状況、受けた被害に対する感情等について、被害者等が客観的かつ十分な説明をすることは必ずしも期待できないことを念頭に置いた上で、事実関係の詳細かつ正確な把握に努めること。

そのためには、「どんな被害を受けたのか」等と漠然と問いかけるのみならず、例えば、「「殺す」と言われたことがあるか」、「1時間に1回は連絡するよう強要されていないか」等、被害の具体例を示して確認するなどの工夫をすること。

(2) 犯罪捜査と並行した行政措置等の検討

事案対応に際し、加害者に対する犯罪捜査に着手した場合であっても、並行して、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告又は禁止命令等や、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく裁判所に対する保護命令の申立て等が可能であることに十分留意し、被害者等の安全確保のために執り得る法令上の措置の幅広い検討に努めること。

(3) 積極的かつ迅速な事件化を念頭に置いた指揮

ストーカー規制法を適用して事件を立件する際、急を要する場合には、犯罪事実について「合理的な疑いを超えた証明」までは得られなくとも強制捜査の要件を満たした段階で早期に被疑者の逮捕等を行うよう下命するなど、被害者やその親族等の生命及び身体を保護するために警察署長の権限をいかに行使してその職責を全うするかという観点を最優先し、積極的かつ迅速な事件化を念頭に置いた指揮をすること。

(4) 情勢変化時の報告

情勢変化に迅速的確に対応するため、事案処理中や継続対応時に、被害者、加害者等の動向に変化があった場合には、直ちに警察署長及び本部対処体制に報告すること。

3 関係機関等との連携体制の確保

(1) 連携体制の確保

相談等を受理した際、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させるため、平素から被害者保護に係る中心的な機関である女性相談センター、児童相談所及び市町村役場等の関係機関や一時保護のための公的施設との連携の確保に特段の配慮をすること。

また、これらの公的機関・施設に加えて、一時避難場所宿泊料公費負担制度の協定先の宿泊施設等との協力関係の維持にも努めること。

(2) 連携確保に当たっての留意事項

被害者等の保護対策に関して、関係機関と協議するなどして、連携確保の必要性等について十分な理解を得ておくほか、例えば、夜間・休日の受入れ、保護施設への同行方法、外国人への対応、退所時の警察への連絡等、運用において調整を要する事項についても、あらかじめ協議又は確認をしておくこと。

また、関係機関に対しては、警察の権限及び任務について理解を得るとともに、各種制度、役割等について相互に確認し、被害者等に適切に教示できるよう留意すること。

さらに、全ての署員に対して恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における関係機関による被害者保護に係る役割について理解させ、関係機関との連携協

力が効果的に図られるよう教養を推進するとともに、関係機関と協議又は確認した事項についても署員に周知し、連絡や対応に遺漏がないようにすること。

担 当：人身安全・少年課(人身安全対策係)